

【畑野健康ふれあいセンターを休館します】

新型コロナウイルス感染症患者の爆発的な増加の回避、感染拡大防止をさらに強化するため、畑野町健康ふれあいセンターの利用を停止します。

利用停止の期間は、令和2年5月6日（水）までとしますが、今後の感染状況により、期間延長もあります。



休館

新型コロナウイルス感染症患者の爆発的な増加を回避するため、5月6日まで、施設利用を停止します。

（亀岡市／畑野町自治会）

畑野町公民館についても、感染拡大のリスクが高い「三つの密」を回避するため、利用制限を講じていますのでご注意ください。

なお、市の公共施設（スポーツ施設、文化施設など）も同様の休館・利用停止の措置がとられており、畑野小学校の体育館、グラウンドも貸出休止となっています。

町民の皆さまには、引き続き、手洗いや咳エチケットの徹底など基本的な感染予防の励行と不要不急の外出を控えていただきますようお願いいたします。

【京都府の要請ポイント】

緊急事態宣言準じた対応が必要

- ① 通院、通学、買い出しなど生活維持に必要な場合を除く外出自粛
- ② 緊急事態宣言が出た地域への往来自粛
- ③ 10人以上が集まる集会、イベントへの参加自粛
- ④ 不要不急の買いだめの自粛など節度ある行動